

(様式1)

最終更新日：令和3年10月26日

公益財団法人栃木県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。http://www.tochigi-sports.jp

原則	自己説明項目	自己説明
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	中期経営改善計画を策定していたが、現在、次期計画策定に当たり県当局と今後の方向性を検討している。 次期計画の策定期間は未確定であるが、策定次第当協会ホームページにおいて公表する。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	〈ア〉評議員、役職員、委員会委員については、倫理規程第3条及び第4条に「基本的責務」「遵守事項」として法令遵守及び諸規程並びに社会規範上の不適切な行為を行わない旨を記載し、同第6条で違反した際の処分等について定めている。 〈イ〉さらに職員については、職員就業規程第3条で当協会諸規程を遵守する旨で記載し、同第40条で違反した際の懲戒について別途定めている。 〈ウ〉加盟団体については、加盟団体規程に「遵守すべき事項」として、関係法令及び諸規程を遵守する旨の記載と違反した際の処分等について、令和3年度中に定める予定である。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、各種規程を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	各種規程等を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員等に関する「役員等報酬規程」「役職員等旅費規程」及び当協会職員の給与等に関する「職員給与規程」を整備している。

原則	自己説明項目	自己説明
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第4章（第8～12条）において、当協会の資産・会計について定めている他、各種規程を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	<p>〈ア〉 加盟団体規程第8条において、加盟団体の年次負担金の納入に関する規則を定めている。</p> <p>〈イ〉 栃木県スポーツ少年団設置規程第6条及び日本スポーツ少年団各種規程等に基づき、登録者の範囲・手続等の必要事項に関する規則を定めている。</p> <p>〈ウ〉 賛助会員規程第6条において、賛助会員の年次会費の納入に関する規則を定めている。</p>
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<p>〈ア〉 国体の本県代表選手の選考は、国民体育大会開催基準要項細則等に基づき各競技団体において選考された選手を代表としているが、現在、日本スポーツ協会の代表選手選考に関する指針に基づき、競技団体に代表選手の選考基準の設定等を依頼しているところである。</p> <p>なお、代表選手の選考に関する規程は、今後、各競技団体と調整を図りながら規程の策定等を含めて検討する。</p> <p>〈イ〉 選手の権利保護については、「公益財団法人栃木県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」に、人道的行為に起因する事項や各種大会における代表競技選手の選考などに関する事項を定めている。</p>
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会で開催している各種研修会・会議等において、コンプライアンスに関連する内容の研修を実施している。
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会で開催している各種研修会等において、コンプライアンス教育等を実施している。

原則	自己説明項目	自己説明
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<p>〈ア〉 会計事務所との顧問契約により指摘・助言を受け、財務・経理の処理に関する規程に基づき、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。</p> <p>〈イ〉 当協会の監事には経験を有する者を配置し、業務運営全般に係る監査を受けている。</p> <p>〈ウ〉 財務・経理処理において、法令及び当協会規程に則った処理が行われているか、会計事務所による確認を受けている。</p>
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<p>〈ア〉 助成元における要項などの定めに沿って、適切に処理し、助成元における検査を受けている。</p> <p>〈イ〉 また、上項(2)の体制により、当協会の経理諸規程(下位規程含む)の定めに基づき、手続や科目など適切な経理処理を行い、かつその処理方法に係る監査を受けている。</p> <p>〈ウ〉 さらに、倫理規程第4条第4項において補助金・助成金の処理に関する不正を禁じ、違反した場合には懲戒処分の対象としている。</p>
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p>〈ア〉 法令で定められている法定備置書類(定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他)を事務所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。</p> <p>〈イ〉 事業・決算報告書をはじめ、各種規程・書類等をHPで開示している。</p> <p>< 事業・決算報告書・各種規程等 : http://www.tochigi-sports.jp ></p>
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考基準については、各競技団体と調整を図り、競技団体から提供があった情報を開示する。
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	当協会のガバナンスコードの遵守状況をホームページに公表している。 < GC遵守状況 : http://www.tochigi-sports.jp >

原則	自己説明項目	自己説明
<p>[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと</p>	<p>〈ア〉 加盟団体規程の第7条に加盟団体の義務を明記している。なお、令和3年度中にガバナンスや権限関係の明確化を加盟団体規程に定める予定である。</p> <p>〈イ〉 暴力行為や人権侵害等の倫理・コンプライアンスや組織運営に関する情報提供を行うことで、加盟団体の運営及び業務執行が円滑に行えるよう指導・助言を行っている。</p> <p>〈ウ〉 上記の他、日本スポーツ協会等からの情報の提供のほか、加盟団体からの日常的な質疑・照会等への対応、加盟団体からの要請を受けて専門家を紹介する等の支援を行っている。</p>
<p>[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと</p>	<p>情報共有による共通認識を図るため、加盟団体等を対象とした会議やHP等を通じて、日本スポーツ協会等からの情報を随時提供し、ガバナンスの確保やコンプライアンスの強化等に努めている。</p>